

番号	項目	質問	回答
1	料金徴収機設置	料金徴収機等の設置及び管理に関することが業務内容とされているが、すべての駅で必ず設置が必要か。極端な話をする、ブロック内のどこかの1駅や1自転車駐車場に機器が設置されていれば良いか。	問題ありません。 ただし、利用者サービスが低下することのないようにしてください。
2	指定管理料等	募集要項で示されている指定管理料の上限または指定管理納付金の下限額の条件（募集要項19ページ）を満たした場合、機器の設置を優先とするのか職員の配置を優先とするのか。	指定管理者制度の導入には、柔軟な料金体系、駐車しやすい車室やラックの設置、電子マネーでの料金精算等、より質の高い利用者サービスの提供することも目的としていることから、条件の範囲内での機器の設置や職員の適正な配置をお願いします。
3	指定管理料等	「収入が支出を下回る場合については、市は指定管理者に指定管理料を支払いますが収入が支出を上回る場合については、その上回る部分を指定管理納付金として市に納付していただきます。」（募集要項18ページ）とある一方、あおなみ線、鶴舞線、東山線については、「市から指定管理者に対し、指定管理料は支払いません。」（募集要項19ページ）とあるが、あおなみ線、鶴舞線、東山線については、市から指定管理者に対し、すべての自転車駐車場に対して指定管理料は支払われないという理解で良いか。	あおなみ線、鶴舞線、東山線の3ブロックについては、市から指定管理料を支払うことはなく、指定管理納付金を納付していただきます。 指定管理料または指定管理納付金は、個別の自転車駐車場ごとではなく、ブロック全体の収支にもとづき、市から指定管理者に支払い、あるいは指定管理者から市に納付していただきます。 あおなみ線、鶴舞線、東山線の3ブロックについては、収入が支出を大幅に上回る実績となっていますので、指定管理料を支払うことはできません。
4	指定管理料等	指定管理料の上限額及び指定管理納付金の下限額（募集要項13ページ）は、税別か。税込か。	消費税及び地方消費税（8%）を含む金額です。
5	料金体系	還付の対象となる事由と還付の計算方法をそれぞれの駐車場ごとの提案として様式10に記載することになっている（募集要項13ページ）が、それぞれの駐車場ごとあるいは、それぞれのブロックごとで異なる提案ができるということか。	可能です。ただし、その場合は根拠となる考え方を示してください。
6	修繕	修繕費で250万円以下の過去の実績を示してほしい。	過去3ヵ年の実績では、年2～4件で金額は年約200万円～約450万円です。（主に自転車搬送設備修繕です。）
7	修繕	PI8の指定管理料等の(ウ) 精算では原則として精算、金額の変更はしない。とあるが、収支計画において計上した修繕費は、実際に修繕が発生しなかった場合でも精算はしないのか。	精算はしませんが、毎年度、指定管理者評価委員会において業務評価を実施いたします。 毎年度、評価の結果を公表いたしますので適正な修繕計画を策定してください。 また、市による立ち入り検査を随時実施しますので、適正な修繕の指示を行う事があります。
8	その他の管理業務	「管理事務所を設置しない場合は、定期利用に関する手続き及びトラブル時における具体的な対応方法等を様式9に記入してください。」（募集要項9ページ）とある。追記された経緯（トラブルの実例等）を教えてください。	管理事務所に関する市の考え方を明示したものです。 現在の市営自転車駐車場の運営は、現地管理事務所において、管理人が利用者対応を直接行う有人管理を基本としています。 今回の募集提案において、ICT機器の設置や管理体制の工夫により、現地管理事務所における利用者対応を実施しないことも想定されます。その場合には利用者サービスの低下にならないような配慮がなされていることを確認するため、現在管理人事務所で行われている利用者対応を補完する具体的な対応方法の記載をお願いします。
9	その他の管理業務	「最低設置台数に満たない台数の導入を提案する場合は、その根拠となる考え方を示してください。また、その他の条件についても遵守してください。」（募集要項17ページ）とある。 例えば、現状は原付の定期利用者が少なく、代わりに1回利用の自転車が多いにも関わらず、仕様で定める定期利用の最低設置台数のため、1回利用台数の確保ができない場合は、利用ニーズの実態に即した提案をすることが可能になるということか。	その通りです。 ただし、定期利用の最低設置台数は実際の定期利用登録者数をもとに示しているものです。本市の見地より駐車場利用者の混乱等が予想される場合は、提案の内容を実施できないことがあります。
10	職員配置	「ICT機器の設置や管理体制の工夫等により、利用者のサポート体制が構築できる場合には、自転車駐車場への職員の常駐を必要とするものではありません。」（募集要項8ページ）とあるが、職員を最低限以下の配置数にして経費捻出することも考えられる。市の配置数ガイドラインがあれば教えてください。	ガイドラインはありません。収支とのバランスが取れる範囲内で、利用者サービスが低下することのないよう、機器の導入と職員の配置を行ってください。

番号	項目	質問	回答
11	職員配置	「ICT機器の設置や管理体制の工夫等により、利用者のサポート体制が構築できる場合には、自転車駐車場への職員の常駐を必要とするものではありません」(募集要項8ページ)とされているが、現在管理人を配置している駅を隣接駅の管理人による一体管理にするなどして、無人化することは可能か。	可能です。 ただし、利用者サービスが低下することのないようにしてください。
12	自主事業	設置されている管理事務所を使用しないとした場合、その管理事務所で自主事業を行う事は可能か。	行政財産の使用許可により、自主事業のために使用することができます。
13	応募書類	「明細・合計金額ともに」108分の100を乗じた額(税抜本体価格)」(募集要項20ページ)とあるが、明細、合計金額とは具体的には様式13-1及び13-2のどの部分を指すものか。また、指定管理料、指定管理納付金についても税抜での記載で良いか。	様式13-1及び13-2に記載する金額は、指定管理料及び指定管理納付金も含め、すべて税抜本体価格としてください。
14	応募書類	本要項では「明細・合計金額ともに108分の100を乗じた額(税抜本体価格)を提示額としてください。」(募集要項20ページ)とある。再公募前の要項に明細の記述はなかったが、見積額＝全科目税抜額の小計・消費税額・合計の形式で作成すれば良いか。	収支計画に記載する細目は、当初の公募と変えていただく必要はありませんが、記載する金額のみ、すべて税抜本体価格としてください 消費税額及び消費税等を含む合計額を記載する必要はありません。
15	応募書類	応募書類受付期間4月13日㍻にあたって、No.7～8に記載ある財務諸表や公的証明書等(募集要項27ページ)の平成27年度分は用意出来ない。平成24年度から平成26年度までの3カ年分でも良いか。	用意できる最新3カ年の資料を提出して下さい。
16	応募書類	応募書類一覧(募集要項27ページ)のNo8にある登記簿謄本など発行日に関し有効期限はあるか。	発行の日から3カ月有効です。 なお、当初公募の際にすでに提出している場合は、原本の再提出は省略できるものとします。省略する場合は、写しを提出するとともに、「当初公募時の○○線ブロック申請書に添付」等、原本の所在を明示してください
17	応募書類	様式17の名古屋市有料自転車駐車場指定管理者公募参加表明書及び代表者等名簿が応募予定ブロックを記入するものに変更されているが、参加表明書を提出後に、辞退することは可能と言う理解で良いか。	辞退可能です。
18	その他	当初公募の募集要項では名城線ブロックは41駅となっているが、再公募で42駅(1駅増)となった理由は(募集要項2ページ)。	当初公募時の記載誤り(名城公園の記載漏れ)を修正したものです。 なお、名城公園周辺の自転車駐車場は、平成28年3月より有料化し、平成43年3月31日まで許可駐車場事業を別に実施する予定のため、今回の指定管理者による管理対象となることは原則としてありません。
19	その他	「指定管理者募集要項(平成27年12月版)」から要項の内容が一部変更されているため、今回の再募集では、前回の提案内容とは違う提案をすることができることになるが、前回の提案と今回の提案内容とで比較されるか。	当初公募と再公募の提案内容を比較することはありません。